

足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、老朽家屋等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、もって区民の安全で健康な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危険な状態 老朽化のために建物その他の土地の工作物（以下「建物等」という。）が倒壊し、若しくは建築材等を飛散させるおそれがあり、又は不特定の者が建物等に侵入して火災を発生させ、若しくは犯罪を起こすおそれがあることをいう。

(2) 所有者等 建物等の所有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、建物等が危険な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。

(調査)

第4条 区長は、前条の適正な維持管理が行われていない建物等があると認めるときには、当該建物等の実態調査を行うことができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、当該建物等にかかる所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

(指導勧告)

第5条 区長は、建物等が危険な状態にあると認めるときは、所有者等に対し、危険な状態を解消するための措置をとるべきことを指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(助成)

第6条 区長は、前条の指導又は勧告に従って措置を行う者に対し、別に定めるところにより助成を行うことができる。

(緊急安全措置)

第7条 区長は、建物等の危険な状態が切迫している場合で、所有者等から自ら危険な状態の解消をすることができないとの申出があったときには、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

2 区長は、前項に規定する緊急安全措置を実施する場合は、所有者等の同意を得て実施するものとする。

3 区長は、第1項に規定する緊急安全措置を行うときには事前に次条に規定する足立区老朽家屋等審議会の意見を聴かなければならない。

(足立区老朽家屋等審議会)

第8条 区長は、個々の老朽家屋等の状況及び対応方針について諮問するため、区長の附属機関として、足立区老朽家屋等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、前条の諮問事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

(会長の選任及び権限)

第10条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(審議会の運営)

第11条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めたときは、学識経験者、関係行政機関

の職員その他の関係人に会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第12条 審議会委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(関係機関との連携)

第13条 区長は、必要があると認めるときは、第4条から第7条までに規定する調査、助言、勧告等の内容を関係機関に提供し、危険な状態の解消について協力を要請することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区老朽家屋等審議会	日額 2万1,000円
-------------	-------------